

令和3年度 健康福祉部の運営方針

健康福祉部長

鈴木 和 則

健康福祉部の組織体制

福祉課	長寿介護課
健康づくり課	

基本方針

- 充実した福祉サービスのもと、市民活動が活発に展開され、誰もが安心して暮らしていける地域社会を目指し、市民と行政、社会福祉協議会が三位一体となって地域福祉の向上に努めます。
- 長寿 いきいき 安心プラン（第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画）の基本目標である、①安心して暮らすことができる基盤の整備、②生きがいづくりと介護予防の促進、③高齢者を支えるサービスの充実、を推進します。
- 第2次菊川すこやかプランの基本理念である「みんなでつくろう 健康・元気に暮らせるまち きくがわ」の推進のため、すべての年代において健康づくり・健康増進に係る取り組みを実施し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図っていきます。

重点的に取り組む施策・事業

1 地域福祉の推進 (福祉課)		1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	10 人や国の不平等をなくそう	16 平和と公正をすべての人に
現状・課題	近年の少子・高齢化、核家族化や高齢者世帯の増加、個人の生活スタイルの多様化などに伴い、地域での挨拶・声かけによる世代を超えた地域住民のつながりづくりなどの取り組みが求められています。また、地域の中で見守りを必要としている人に対する関わり方や、様々な理由で生活のしづらさを抱えている人に対する支援方法を検討するなど、支援を要する人の理解を深める取り組みが必要とされています。				
取組内容	「障害者差別解消法」の周知をするとともに「菊川市手話言語に関する条例」が目指す手話に対する理解と普及を推進し、障がい者理解の向上を図るため、手話講習会の開催など普及啓発に取り組めます。				
		達成目標			
		①障害者差別解消法の啓発を行うとともに、手話言語に関する条例の推進のため、1クール（3回コース）の手話講習会を開催します。 （令和2年度実績に同じ） ②また、市ホームページ等を使った手話の啓発を12回行います。 （令和3年度新規事業）			

2 地域共生社会の実現 (福祉課)		1 貧困をなくそう	3 すべての人に健康と福祉を	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを
現状・課題	平成30年4月に、障がいのある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実を図るとともに、障がいのある児童のニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正法が施行されました。社会構造の変化やライフスタイルの多様化、障がいのある方及びその家族の高齢化など、障がいのある方を取り巻く環境は常に変化しています。 制度の狭間で困りごとの解決が遅れることのないよう、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、「障がい者」や「高齢者」といった従来の分野の垣根を越え、地域住民が一体となって一人ひとりの生活課題に総合的に対応していく”我が事、丸ごと”の「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。				
取組内容	令和2年度から策定を行っている「第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定作業において、多様な福祉的課題に対応するための検討等を行い、庁内他部署や社会福祉協議会との連携強化を図りながら、令和4年3月までに第4次計画を策定します。				
		達成目標			
		令和4年3月末までに「第4次菊川市地域福祉計画」を策定します。			

3 地域包括ケアシステム体制の充実（長寿介護課）		3 すべての人に健康と福祉を			
現状・課題	団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の支援を必要とする人の増加が見込まれることから、介護サービス需要への対策と高齢者を地域で支える仕組みづくりを積極的に推進していくことが必要です。このため高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステム体制の充実に取り組む必要があります。				
取組内容	認知症施策推進大綱に沿い、菊川市版チームオレンジの体制整備を進め、在宅医療・介護連携推進事業では、専門職の理解を深めるとともに、市民への周知に取り組みます。地域包括ケアシステムの中心的役割を果たす地域包括支援センターは、設置に必要な専門職の確保に努め、出張所の開設等の体制整備を検討していきます。				
		達成目標 地域包括支援センターの機能拡充のため、令和4年度からの体制整備方針を取りまとめ、地域包括支援センター運営協議会へ報告します。			

4 健康づくり事業の推進（健康づくり課）		3 すべての人に健康と福祉を	17 パートナースhipで目標を達成しよう		
現状・課題	平成29年度から令和5年度までの7か年を期間とした「第2次菊川すこやかプラン」を策定し、各年代における健康づくりへの取り組みを掲げ、プランの周知を行なうとともに、令和元年度には中間評価を実施し、健康づくりの目標達成に向けて、検診や健康相談、健康マイレージ事業等の健康増進事業、予防接種事業や食育推進事業等、各種事業に取り組んでいます。 成人検診については、電子申請や託児の実施、様々な機会を捉えての受診勧奨等の対策を行っているものの、劇的な受診率の上昇は見られません。新型コロナウイルス感染症の影響により受診控えが懸念されていることから、市民に対し検診の重要性についての理解を深めるための啓発も行いながら、引き続き受診率向上に努める必要があります。 健康マイレージ事業については、男性や若年層の参加が少ない現状があり、また、全体の参加者も増加するよう、企業等との連携や取り組みやすい内容の工夫をしていくことが必要です。 予防接種については、令和元年度から風しん抗体検査及び予防接種が限定的に実施されていますが、令和3年度は最終年度となるため、企業等関係部署の協力も得ながら、実施率向上に努めていく必要があります。				
取組内容	国保被保険者のがん検診受診率向上対策として、昨年度に引き続き、抽出による受診勧奨及び実態調査、受診しやすい環境整備等を行うとともに、申込者を増やすために、かかりつけ医との連携を図った啓発を行います。				
		達成目標 ①40～74歳の国保被保険者のがん検診について、胃がん25.2%以上、大腸がん36.2%以上、肺がん32.3%以上の受診率にします。 （令和2年度：胃20.5%、大腸25.6%、肺25.7%） ②がん検診精密未受診者実態不明者及び報告不備者の人数を1%以下にします。 （令和2年度：0.2%）			

5 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施（健康づくり課・長寿介護課）		3 すべての人に健康と福祉を	17 パートナースhipで目標を達成しよう		
現状・課題	これまで、高齢者の保健事業と介護予防事業は別々に実施されており、高齢者の心身の特性に応じた支援が一体的にできていないという制度上の課題がありました。高齢者の保健事業については、75歳になると国民健康保険制度等から後期高齢者医療制度の被保険者に異動しますが、適切に継続されてこなかった課題が見られ、介護予防事業については、保健事業との連携による支援メニューの充実が求められていました。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行を受け、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、高齢者に係る「生活習慣病予防」等の保健事業と「フレイル予防」等の介護予防事業を一体的に実施（データ分析、支援メニューの改善等）するための体制を整備し、高齢者への医療専門職による積極的な関与や支援を行う必要があります。				
取組内容	ハイリスクアプローチ（個別支援）として、生活習慣病リスク保有者のうち、「やせリスクあり」の対象者について、低栄養による心身機能の低下予防のための保健指導を行います。 ポピュレーションアプローチ（集団支援）として、介護予防リーダーが実施している通いの場を中心に、体力測定や体操等の指導と併せてハイリスクアプローチと連動した保健指導等を行います。また、出前行政講座や介護予防普及啓発事業の介護予防教室等においても、本事業を参考にした内容を含めることで、その他の通いの場にも広めていきます。				
		達成目標 ①ハイリスクアプローチについては、対象者に対する実施率を50%以上とし、また、初回指導の3か月後の状況確認票にて、生活習慣が改善した者の割合を50%以上にします。 （令和3年度新規事業） ②ポピュレーションアプローチについては、健康教育等を新規で実施する通いの場の数を3か所とし、実施前後で体力測定の結果が維持または改善の人の割合を80%以上にします。 （令和3年度新規事業）			